

案件番号1\_回答書

No	質問（原文まま）	回答
1	本件の履行期間（報告書提出および支払い完了期限）はいつまででしょうか。	9月末を想定していますが、難しい場合は協議に応じます。
2	回収業務の履行期間は、いつからいつまででしょうか。	落札者が決定後調整となりますが、8月末までを想定しています。
3	所有権移転のタイミングはいつになりますでしょうか。	仕様書「5 条件（9）」記載のとおりです。
4	MDM、アクティベーションロック、ASMが未解除の場合、製造番号をご提供いただき、保守業者様に解除対応いただくことは可能でしょうか。	基本的には、解除されていると想定しますが、もし未解除の端末があった場合は、再使用が難しい状態の端末として物理的破壊をしてください。ただし、その台数によっては、こちらで解除対応できるか協議に応じます。
5	回収条件につきまして、各学校「1階・1か所」での回収想定との認識でよろしいでしょうか。 ※2階・3階からの搬出となる場合、給食用エレベーターの使用は可能でしょうか。 ※階段での手降ろし対応となる場合、別途作業員の手配が必要となります。	1階以外からの回収となる場合もあります。 その場合、できる限り協力しますが、時間帯や学校都合によりエレベーターの使用ができないことも想定されます。
6	ア、小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づくパソコンまたはタブレットの再使用の処分実績を有している者であること。具体的には、前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること。 ・こちらの処分台数とは、リユース台数のみでしょうか。 物理破壊処理台数も含まれるのでしょうか。	基本的には、リユース（再使用）台数のみの処分実績です。
7	端末の回収スケジュール（いつから、いつまでに）	No2の通り
8	再資源化処理スケジュール（いつから、いつまでに）	No1.2の通り
9	再資源化処理報告スケジュール（いつから、いつまでに）	No1の通り
10	昨今、入札参加時点で仕様書に記載のある条件を満たすための認定を有しない事業者が参加し、落札後入札取り消し等に至るケースが見受けられるため、入札前までに以下の書類の提出を行う必要があると考えますがいかがでしょうか？ ・許可エリア → 「認定証」または「環境省HP」の印刷 ・排出者から「直接回収」することの許可 → 法律に基づく事業計画の「別紙1」 ・「再使用」を行うことの許可（再使用の方法や物品等） → 法律に基づく事業計画の「別紙6」 ・回収業務を委託可能な物流会社の一覧 → 「認定証」の2ページ目以降	今回の入札は、入札後資格確認型で公告をしており、入札後に資格確認を行います。また、入札資格参加要件は公告に示す通りです。 なお、落札決定にあたっては、公告のとおり、落札候補者に対して入札参加資格として求めた資格を満たすことを証する書類等を求め、その要件を満たさない場合は、次点のものを落札候補者とし、同様に資格を満たすことを証する書類の提出を求めていく形となります。

11	<p>入札参加資格の条件として、入札時点で認定計画を満たしていることが必要であり、認定計画の変更申請中という状態での入札参加は無許可営業の状態にあたると思われるため参加資格を持たないという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>公告のうち、2.入札参加資格(1)エの「小型家電リサイクル法」に係る認定に関する質問ということで回答いたします。 公告の通り、公告日5月8日時点において認定を受けていることを参加資格としています。</p>
12	<p>前年度の再使用の処分実績が本件処分台数を上回ることと規定がありますが、実績を示す書類については法令に基づき報告した書類でないといけないと理解していますがいかがでしょうか？ その場合、環境省のHPに掲載のある報告書で言う、「e)再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量」が本件の18,504台を上回っている必要があると理解していますが、相違ございませんでしょうか</p>	<p>小型家電リサイクル法に基づき認定を受けた事業者については、お見込みの通りです。</p>
13	<p>端末の所有権について、代金を完納した時に移転するとありますが、納付の時期は作業がすべて完了したタイミングの理解でよろしいでしょうか？ また、回収の着手が可能な時期についても分かる範囲でご教授ください</p>	<p>端末回収後に仕分けた結果、代金が確定した時点で納付してください。代金納付後の変更はできません。 本件は契約に豊橋市議会の議決が必要となりますので、基本的には6月中旬以降の着手となります。</p>
14	<p>MDM、ASM、アクティベーションロック等が回収時に解除されているか教えてください。もし未解除のまま回収する場合は解除していただけるタイミングを教えてください。</p>	<p>No4の通り</p>